

2. (3) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について

現状と課題

- 「子育て世代包括支援センター」では、近年、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するために相談支援等を行うこととしている。2017年(平成29年)4月1日時点で525市区町村(1,106か所)に設置されており、2020年度末までに全国展開を目指して整備を進めていくこととしている。
- 結婚年齢等の上昇と医療技術の進歩に伴い、不妊に悩む夫婦が増加している中、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部を助成することにより不妊治療の経済的負担の軽減を図る。さらに、不妊専門相談センターを2019年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置することとしている(平成29年7月1日現在:66か所)。

講じた措置(予算・税制・法律等)

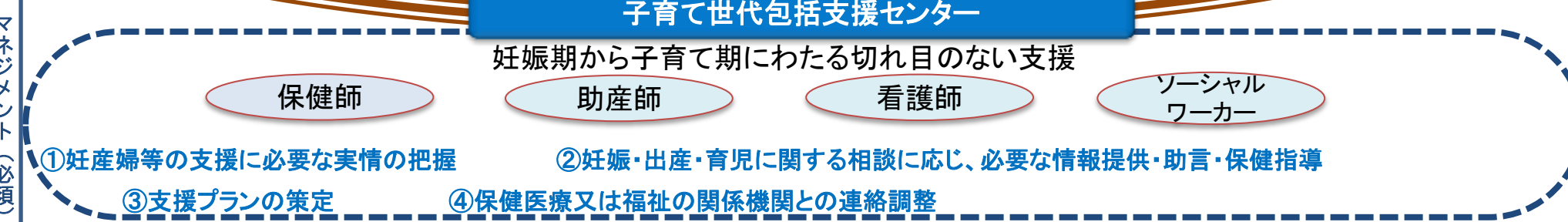
- 母子保健法を改正(平成29年4月1日施行)し、子育て世代包括支援センターの設置を市町村の努力義務とした。
- 平成30年度予算案において、産前・産後サポート事業、産後ケア事業及び産婦健康診査を実施するために必要な予算を計上。
- 不妊治療への助成については、現行の助成内容を継続することとし、安定的に事業を実施するために必要な経費を平成30年度予算案に計上。
- 不妊専門相談センターの全都道府県・指定都市・中核市での設置に向け、平成30年度予算案において、箇所数の増加に要する費用を計上。
- 子育て世代包括支援センター、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業についてのガイドラインを策定(平成29年8月)。

今後の方向性・スケジュール等

- 子育て世代包括支援センター、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業についてのガイドラインを研修等を通じて周知。

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 > 実施市町村数:525市区町村(1,106か所)(平成29年4月1日現在) > **平成32年度(2020年度)末までに全国展開**を目指す。
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



※医師、歯科医師、臨床心理士、栄養士・管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士などの専門職の配置・連携も想定される。

	妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児
サービス(現業部門)	妊娠に関する普及啓発	産前・産後サポート事業 妊婦健診	産婦健診	産後ケア事業 乳幼児健診	子育て支援策 ・保育所 ・地域子育て支援拠点事業 ・里親・乳児院 ・養子縁組 ・その他子育て支援策
	不妊相談	両親学級等	乳児家庭全戸訪問事業	予防接種	
		養育支援訪問事業			

近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

子育て世代包括支援センターの全国展開

(妊娠・出産包括支援事業について)

平成29年度予算：37.8億円→平成30年度予算案：36.3億円

要求要旨

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。

また、同センターの拡充に伴い、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する。

事業内容

妊娠・出産包括支援事業	実施主体：市町村(⑤は都道府県)、補助率：1/2	【29年度予算】	【30年度予算案】
①産前・産後サポート事業(子育て経験者等による相談支援等)		240か所	→ 400か所
②産後ケア事業(母子への心身のケアや育児サポート等)		240か所	→ 520か所
③妊娠・出産包括支援緊急整備事業(①及び②の修繕費)		102か所	→ 47か所
④子育て世代包括支援センター開設準備事業(立ち上げ準備経費)		150か所	→ 200か所
⑤妊娠・出産包括支援推進事業(都道府県による研修の実施等)		47都道府県	→ 47都道府県

①、②については人口規模に応じた基準額を設定

(参考)子育て世代包括支援センターの運営費について

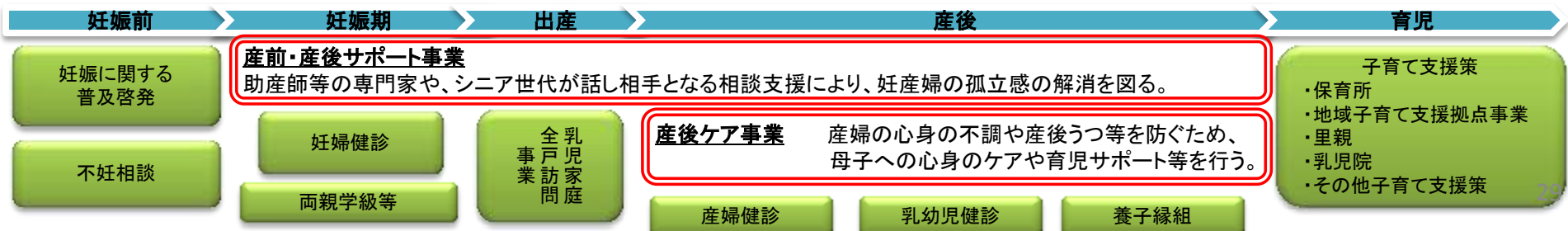
利用者支援事業 実施主体：市町村、負担割合：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 ※内閣府予算に計上
(子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を実施する事業)

子育て世代包括支援センター

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握 ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ②妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導 ④支援プランの策定

子育て世代包括支援センター開設準備事業
子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



(参考) 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理 (イメージ図)

市区町村

都道府県

低

リスクの程度

高

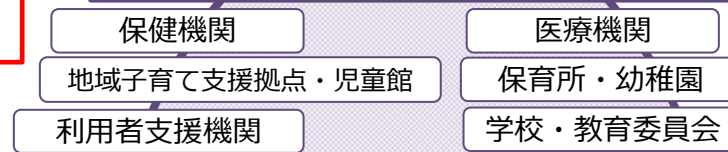
子育て世代包括支援センター (母子健康包括支援センター)

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
 - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
 - ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・支援プランの策定

同一の担当機関が、2つの機能を担い一体的に支援を実施
 ※ただし、大規模市部等では、それぞれ別の担当機関が機能を担い、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を継続して実施

要保護児童対策地域協議会

○関係機関が情報を共有し、連携して対応



市区町村子ども家庭総合支援拠点

- 子ども家庭支援全般に係る業務
 - ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
 - 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
 - ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市区町村が行う指導
 - 関係機関との連絡調整
 - ・実施主体は市区町村 (業務の一部委託可)
 - ・複数の市区町村による共同設置可
- 支援拠点が調整機関の担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進
- その他の必要な支援
 - ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 他

要保護児童対策調整機関

- ・責任をもって対応すべき支援機関を選定
 →担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等を管理・評価
- ・関係機関間の調整、協力要請 等

役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

児童相談所 (一時保護所)

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等 (児童や家族への援助方針の検討・決定)
- 一時保護、措置 (里親委託、施設入所、在宅指導等)
- 市区町村援助 (市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助) 等



※ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

(平成29年度予算) (平成30年度予算案)
 16,026百万円 → 16,267百万円

1. 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）
 通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成
 （凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円）
 - ② 男性不妊治療を行った場合は15万円（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）
- 所得制限 730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）

2. 沿革

- 平成16年度創設 1年度あたり給付額10万円、通算助成期間2年間として制度開始
- 平成18年度 通算助成期間を2年間→5年間に延長
- 平成19年度 給付額を1年度あたり1回10万円・2回に拡充、所得制限を650万円→730万円に引き上げ
- 平成21年度補正 給付額1回10万円→15万円に拡充
- 平成23年度 1年度目を年2回→3回に拡充、通算10回まで助成
- 平成25年度 凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し（15万円→7.5万円）
- 平成25年度補正 安心こども基金により実施
- 平成26年度 妻の年齢が40歳未満の新規助成対象者の場合は、通算6回まで助成
 （年間助成回数・通算助成期間の制限廃止）※平成25年度の有識者検討会の報告書における医学的知見等を踏まえた見直し（完全施行は平成28年度）
- 平成27年度 安心こども基金による実施を廃止し、当初予算に計上
- 平成27年度補正 初回治療の助成額を15万→30万円に拡充
 男性不妊治療を行った場合、15万円を助成
- 平成28年度 妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外。妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上43歳未満の場合は通算3回まで助成（年間助成回数・通算助成期間の制限廃止）

3. 支給実績

平成16年度	17,657件
平成17年度	25,987件
平成18年度	31,048件
平成19年度	60,536件
平成20年度	72,029件
平成21年度	84,395件
平成22年度	96,458件
平成23年度	112,642件
平成24年度	134,943件
平成25年度	148,659件
平成26年度	152,320件
平成27年度	160,733件
平成28年度	141,890件

不妊専門相談センター事業

(平成29年度予算) (平成30年度予算案)
146百万円 → 174百万円
○改善内容 箇所数の増 74カ所 → 89カ所

○ 事業の目的

不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○ 対象者 … 不妊や不育症について悩む夫婦等

○ 事業内容

- (1) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
- (2) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (3) 不妊治療に関する情報提供
- (4) 不妊相談を行う専門相談員の研修

○ 実施担当者 … 不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

○ 実施場所 (実施主体: 都道府県・指定都市・中核市)

全国66か所(平成29年7月1日時点) ※自治体単独(3か所)含む

主に大学・大学病院・公立病院23か所(34%)、保健所19か所(28%)において実施。

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定) 不妊専門相談センターを平成31年度(2019年度)までに全都道府県・指定都市・中核市に配置

○ 補助率等 補助率: 1/2 基準額: 474,500円(月額)

○ 相談実績

平成28年度: 22,347件 (内訳: 電話11,661件、面接7,673件、メール1,132件、その他1,881件)

(電話相談) 医師 14%、助産師 45%、保健師 25%、その他(心理職など) 15%

(面接相談) 医師 40%、助産師 27%、保健師 14%、その他(心理職など) 19%

(メール相談) 医師 23%、助産師 37%、保健師 28%、その他(心理職など) 12%

(相談内容) ・費用や助成制度に関すること(9,720件) ・不妊症の検査・治療(5,491件) ・不妊の原因(1,228件)

・不妊治療を実施している医療機関の情報(1,401件) ・家族に関すること(1,267件) ・不育症に関すること(535件)

・主治医や医療機関に対する不満(626件) ・世間の偏見や無理解による不満(440件)

産婦健康診査事業について

平成29年度予算：3.5億円 → 平成30年度予算案：10.7億円
(支給対象件数：70,015件) (支給対象件数：214,554件)

要旨

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。(平成29年度創設)

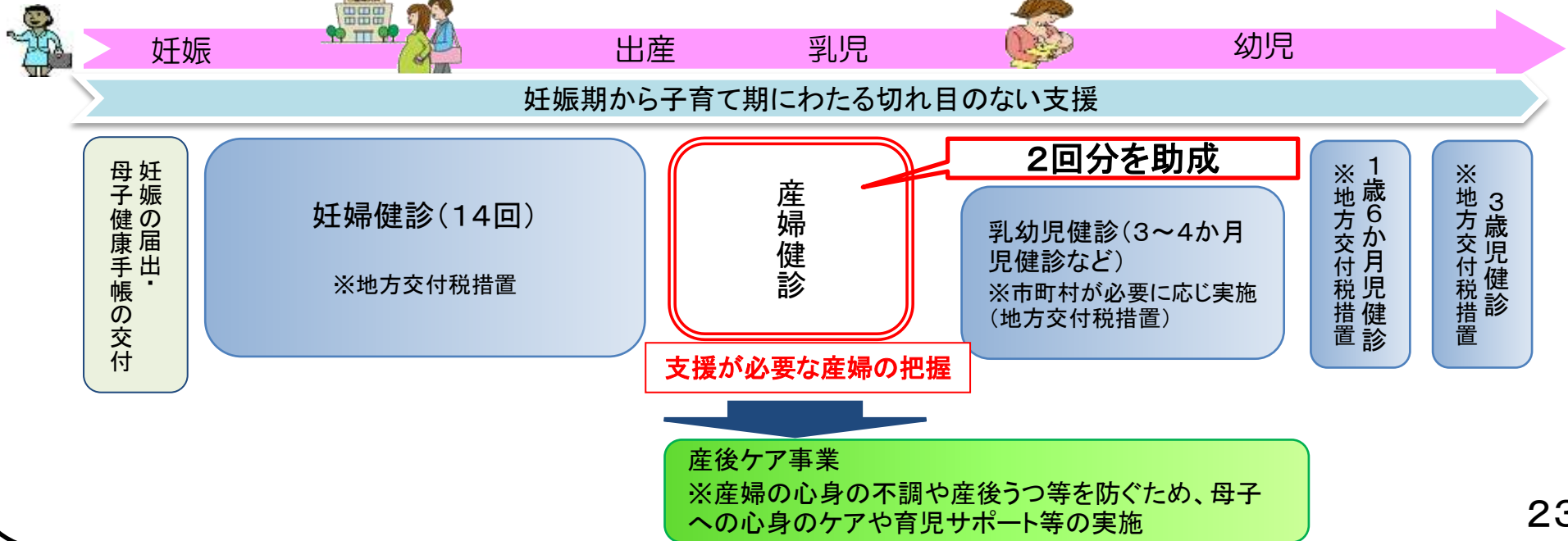
事業内容

○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。

(実施主体:市町村、補助率:1/2、基準額:1回当たり5,000円)

※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。

- (1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2)産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3)産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。



3. 特別な配慮が必要な子ども・家庭への 支援

3. (1) 改正児童福祉法の施行に向けて(2018年(平成30年)4月2日施行)

3. (2) 児童虐待防止対策の推進について

現状と課題

- 平成28年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は122,575件で過去最多。
- 死亡事例が引き続き発生(平成27年度:84人72例)。※子ども虐待による死亡事例等の検証結果等(第13次報告)より

講じた措置(予算・税制・法律等)

- 平成29年通常国会において、虐待を受けた児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を盛り込んだ、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律を制定。(施行日:平成30年4月2日)
- 平成29年改正法の施行等に伴い、「児童相談所運営指針」の改正、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)の施行に係るQ&A」の作成を行い、自治体へ周知。
- 平成28年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(平成29年4月1日完全施行)の円滑な施行及び児童虐待防止対策のさらなる推進に向けて、平成30年度予算案に以下の経費を計上。
 - 児童福祉司スーパーバイザー研修及び児童相談所長研修を実施又は委託する費用に係る補助の創設
 - 児童相談所の設置を目指す中核市・特別区への職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用の補助の創設や中核市・特別区が一時保護所を整備する際の補助の充実
 - 市区町村子ども家庭総合支援拠点を運営する費用及び施設の修繕等に要する費用の補助 等
- 児童相談所強化プランの達成に向け、平成29年度地方交付税措置において、児童福祉司2名、児童心理司2名を増員。

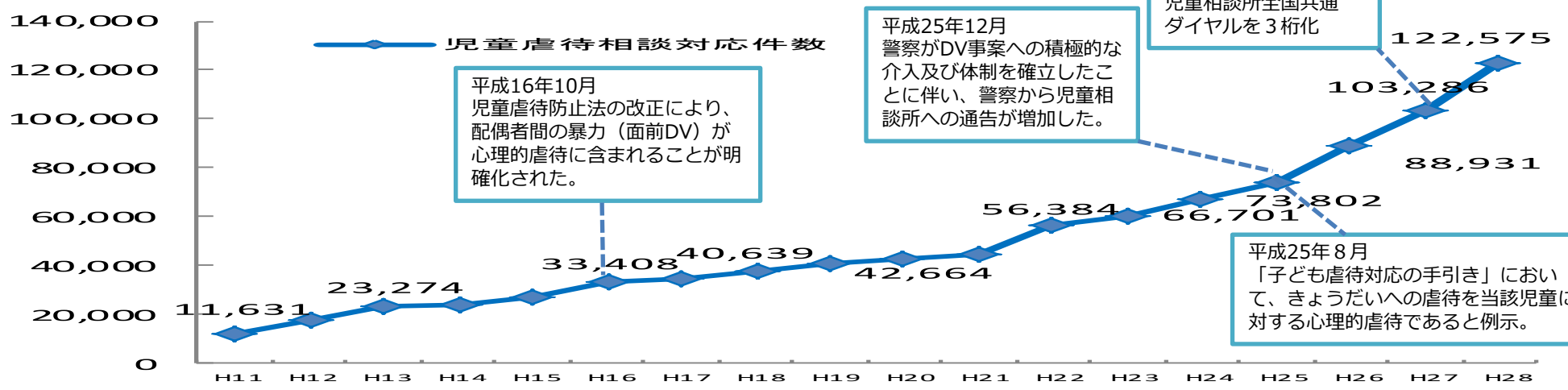
今後の方向性・スケジュール等

- 平成28年改正法において、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が明確化されたこと及び「新しい社会的養育ビジョン」において見直しの必要性が提示されたことを受けて、都道府県計画の見直し要領ともあわせて、「一時保護ガイドライン」を策定し、今後自治体へ周知する予定。

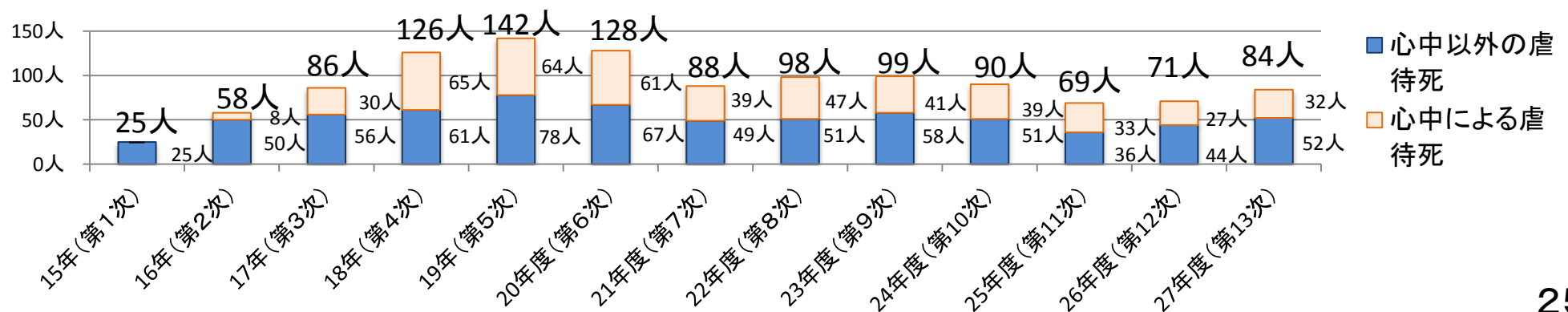
児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成28年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、122,575件。平成11年度に比べて約10.5倍。
 - ・ 心理的虐待の割合が最も多く（51.5%）、次いで身体的虐待の割合が多い（26.0%）。
 - ・ 相談経路は、警察等（45%）、近隣知人（14%）、家族（8%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。
- 毎年、多くの死亡事例が発生。（平成27年度心中以外の虐待死 52人）
 - ・ 0歳児が最も多く（57.7%）、そのうち0日児死亡は43.3%であった。

児童虐待相談対応件数の推移



児童虐待による死亡事例の推移（児童数）



児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要

（平成29年6月14日成立・6月21日公布）

改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

※ 昨年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

改正の概要

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

4. その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

現 状

- ・平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

対応方針

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、平成30年度予算案において、以下の費用への補助を行う。

財政面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置
- ②市区における研修専任コーディネーターの配置
- ③市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置
- ④都道府県等職員（S V等）を市区へ派遣した場合の代替職員（都道府県等）の配置（都道府県等に対する補助） **《新規》**

◆施設整備への支援（一時保護所）

- ①一時保護所の創設
- ②個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算 **《新規》**

制度・運用面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成
- ③児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加

◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示